

⑦ 内 容

ア 主 題

○ひとりひとりを生かす重度化と多様化に応ずる養護教育は、いかにあるべきか。

イ 研究協議

○ひとりひとりの子どもの能力を最大限に伸長させるための、就学の適正化、多様化、重度化に応ずる教育課程の編成及び実践、研究等について、

3 内地留学・長期研修派遣

(1) 宮城教育大学

① 言語障害教育 1年間

南会津郡南郷村立南郷第一小学校教諭

湯 浅 英 治

(2) 横浜国立大学

① 精神薄弱教育

田村郡小野町立小野新町小学校教諭

櫛 田 洋 子

河沼郡会津坂下町立第二中学校教諭

加 藤 伸 夫

② 情緒障害教育

いわき市立平第三小学校教諭

渡 辺 乙 彦

南会津郡南郷村立南郷中学校教諭

湯 田 二三雄

③ 重複障害教育

県立須賀川養護学校教諭

和 田 長 寿

石川郡石川町立沢田小学校教諭

小 室 信 男

(3) 国立特殊教育総合研究所

① 長期研修生 1年

ア 重複障害教育

県立聾学校分校教諭

根 本 乃 男

② 専門研修特設コース 3か月

ア 肢体不自由教育を主とするコース

県立平養護学校教諭

香 野 英 信

イ 精神薄弱教育を主とするコース

福島市立福島養護学校教諭

助 川 照 子

喜多方市立喜多方養護学校教諭

原 波 江

ウ 感覚障害教育を主とするコース

県立聾学校教諭

鈴 木 精

③ 専門研修一般コース 3か月

ア 精神薄弱教育コース

白河市立白河第三小学校教諭

馬 場 浩

耶麻郡塩川町立塩川中学校教諭

伊 藤 徹

イ 情緒障害教育コース

福島市立福島第四中学校教諭

土 井 次 郎

ウ 病弱教育コース

岩瀬郡天栄村立湯本小学校教諭

高 原 考 一 郎

4 養護教育推進地区

(1) 指定地区

棚倉町、埴町、矢祭町、鮫川村 第二年次

(2) 研究内容

① 町村における判別・就学指導体制の確立。特に心身障害児就学指導審議会の共同設置とその運営。

② 教育相談の実施と就学指導

③ 地域社会の啓発活動

5 福島県心身障害児就学指導会議

(1) 目 的

心身になんらかの障害を有する児童生徒及び幼児の判別並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うため、県内4方に福島県心身障害児就学指導会議を設置する。

(2) 名称、所管区域及び庶務担当教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県東北心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡安達郡	県北教育事務所
福島県南心身障害児就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	相双教育事務所

(3) 職 務

- ① 市町村教育委員会から委託を受けた心身障害児の判別と就学に関すること。
- ② 判別、就学指導に関する資料の収集及び配布に関すること。
- ③ 判別、就学指導に必要な市町村教育委員会との連絡及び調整に関すること。
- ④ その他、設置の目的を達成するために必要なこと。

(4) 組 織

就学指導会議は15人以内の委員をもって組織する。

(5) 委 員

福島県教育委員会が任命又は委嘱する。

- 専門医、心理学者、教育学者等
- 児童相談所、福祉事務所の専門職員等
- 盲・聾・養護学校、小中学校の職員等
- 教育庁関係の養護教育担当者

(6) 判別・就学指導等の委託申し込み期間

- ① 6月1日から、6月30日まで
- ② 9月1日から、9月30日まで
- ③ 12月1日から、12月24日まで

(7) 設置年月日

昭和48年4月1日

(8) 巡回教育相談・講演会

① 事業内容

県心身障害児就学指導会議委員による教育相談並びに地域住民、保護者、教員を対象として、講演会・映画会等を行い養護教育に対する啓蒙を図る。

② 実施地区

県内7教育事務所 計7ヵ所

県北=二本松市 県中=石川町 県南=埴町

会津=塩川町 南会津=只見町 相双=飯館村

いわき=いわき市